平成２９年（フ）第１０９号
群馬県伊勢崎市野町445番地13
債務者　小堀己智子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０号
群馬県前橋市茂木町215番地12　天神台パレスＶ　101号
債務者　牧口　恵美（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２７号
群馬県伊勢崎市境栄802番地　ウィンドパークＡ102
債務者　河野　悦美（旧姓上岡）
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４１６号
埼玉県川口市川口５丁目12番36―202号　ダイアパレス川口
債務者　大嶋ゆりか
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４４５号
埼玉県川口市飯塚２丁目９番７―503号　飯塚ローヤルコーポ
債務者　藤本　真代
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４５６号
埼玉県加須市騎西51番地17
債務者　渡部真紀子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７５号
埼玉県新座市北野３丁目９番９号　グリフィンドール201号室
債務者　鈴木　恵理
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７８号
埼玉県上尾市中妻４丁目20番地３　セジュール藤Ｂ―202
債務者　吉田　祐子
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９５号
さいたま市南区大字大谷口1815番地　ボヌール明花201号室
債務者　丸山　由美（旧姓戸口・新井）
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４９６号
さいたま市浦和区大東１丁目21番12―105号
債務者　村岡　　満
1　決定年月日時　平成29年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６２号
埼玉県川口市大字東内野201番地の６
債務者　上田　健二
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５８３号
さいたま市岩槻区宮町２丁目15番27号
債務者　平原　靖雄
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５６号
埼玉県春日部市西八木崎１丁目３番19号
債務者　山下　智也
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１２６号
埼玉県本庄市前原２丁目13番11号　エスティアム前原206
債務者　大薗　廣徳
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第３７５号
千葉市花見川区花園町1545番地２　篠田ハイツパートⅢ―101号
債務者　山本　　哲
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３７６号
千葉市花見川区花園町1545番地２　篠田ハイツパートⅢ―101号
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３８６号
千葉県八千代市大和田276番地
債務者　安西　貞子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係